

かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会
報告書

令和元年 12 月 19 日

かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会

【かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会 委員名簿】

おおはし まさあき
大橋 正明

第13期かながわ国際政策推進懇話会会長
(聖心女子大学人間関係学科教授)

やまなか えつこ
山中 悦子

第13期かながわ国際政策推進懇話会副会長
(特非)草の根援助運動理事)

りゅう ちよんしる
柳 晴実

第10期外国籍県民かながわ会議副委員長

サリ アビシエク

第10期外国籍県民かながわ会議副委員長

やまうち りょうこ
山内 涼子

第13期かながわ国際政策推進懇話会委員
(公財)かながわ国際交流財団 グローバル人材育成グループ グループリーダー)

【かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会 検討経緯】

開催日程	検討内容等
5月22日(水) (準備会)	懇話会・外国籍会議の課題の整理
7月24日(水) (準備会)	懇話会・外国籍会議の課題の整理
10月7日(月) (検討会)	懇話会・外国籍会議の課題の見直し案の検討

はじめに

神奈川県では、「外国籍県民かながわ会議」（平成 10 年 11 月設置）と「かながわ国際政策推進懇話会」（平成 3 年 10 月設置）において、外国籍県民や有識者等の意見を聴取し、県政に反映してきたが、両会議設置当初からの社会環境の変化や、改正入管難民法の施行（平成 31 年 4 月）等を踏まえ、これまでの神奈川県の取組をさらに充実・強化し、多文化共生の地域社会づくりを実現するため、外国籍県民や有識者等から、より効果的に意見を聴取し、県政に反映させる仕組みづくりが求められている。

そこで、平成 31 年 4 月に「かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会」を設置し、持続可能な両会議のあり方について検討を重ねてきたが、このたび、両会議の見直しについて、これまでの議論を取りまとめたので、知事に報告を行うものである。

1 外国籍県民かながわ会議

(1) 課題

外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）は、外国籍県民の県政参加を推進し、自らの諸問題を検討する場として、平成 10 (1998) 年に設置され、約 20 年にわたり、知事へ提言を行うことができる会議として、その役割を果たしてきた。

しかしながら、近年は、一般公募で選ばれた約 20 人の外国籍県民委員の意識が統一されておらず、会議の位置付けや、意識の共有までに時間がかかり、同じような提言が繰り返し出されている。

また、提言がある程度固まった段階で、外部の人の意見を聞く「オープン会議」という場はあるが、提言の内容が固まっていない段階で外部の人の意見を聞く場がないなど、会議の運営方法や委員の意識統一が課題となっている。

さらに、2 年間の任期の中では、会議に出席する委員が徐々に減っていくなど、委員のモチベーションの維持も課題である。

なお、モチベーションについては、委員が知事へ報告書（提言）を提出する以外に広く県民に発表する場がないことや、提言がどう施策に反映されるのか、なぜ反映されないのかが見えず、議論したことが反映された実感を得にくいこと、また、委員への応募人数が少なく、委員の意欲に差が生じていることなどが要因の一つであると考えられる。

これらのことから、委員の意識統一やモチベーションを維持できるような方策とともに、委員への応募人数を増やす方策が必要となっている。

(2) 改善点

ア 参加委員の意識統一について

(7) 会議の運営方法

現在	<ul style="list-style-type: none">委員の意識統一のためのオリエンテーションの場がない早い段階から外部の人の意見を聞きたいがオープン会議以外の場がない
----	--



改善点 (見直し後)	<ul style="list-style-type: none">国際課職員が、会議の位置付けや趣旨などを説明するオリエンテーションを実施「かながわ国際政策推進懇話会」の委員（有識者）がサポート役となり、テーマ設定や県に提言すべき内容を選定、集約する際に助言（県内の現状やデータの提供、アドバイス等）
---------------	--

【期待される効果】

会議の位置付けや趣旨などを説明するオリエンテーションを行うことで、委員の問題意識の共有化を早めることができる。

また、テーマ設定や県に提言すべき内容を選定、集約する際に、現状やデータなどを適切にアドバイスできる存在が必要であることから、「かながわ国際政策推進懇話会」の委員（有識者）が相談に応じたり、助言をしたりするなど、サポート役になることで、会議を効率的に運営できるようになる。

(イ) 委員の体制

現在	<ul style="list-style-type: none">委員：20人事前にコーディネーター役を指定していない委員（委員長及び副委員長を含む）は全員公募
----	---



改善点 (見直し後)	<ul style="list-style-type: none">委員：15人（12人＋委員長＋副委員長2人）委員長及び副委員長がコーディネーターの役割を担う委員長及び副委員長の就任は、前期委員の中から国際課職員等が働きかける
---------------	--

【期待される効果】

これまで、委員の認識や意欲がバラバラであり、問題意識が共有できるまでに時間がかかっていたが、委員の人数を見直すことで、参加委員の意思決定が迅速になる。

また、意識統一を図るためには、リーダーシップをとる者が必要であり、委員長及び副委員長がコーディネーターとしての役割を担うことで、会議を円滑にまとめることができ、さらに、国際課職員等が前期委員の中から委員長及び

副委員長に就任を働きかけることで、コーディネーターの役割を十分に果たすことができる。

イ 委員のモチベーション維持について

(7) 提言の発表

現 在	提言を広く県民に発表する場がなく、提言がどう施策に反映されるのか、どういう課題があって反映されないのかわからない
-----	--



改善点 (見直し後)	<ul style="list-style-type: none">・ 多文化共生イベントを活用して「オープン会議」、「提言発表」を実施・ 県幹部が同会議に出席するとともに、県庁内の横断会議（かながわグローバル戦略推進本部）とも連携を強化
---------------	--

【期待される効果】

多文化共生イベント等で提言を発表する場を設けるとともに、提言の施策化の反映状況等を県側から報告することにより、委員のモチベーションが向上する。

また、委員の応募者が少ないことが課題であったため、県民に直接発表する場を設けることで、意味のある会議であることを知ってもらう機会になり、委員への応募人数を増やすためのPRになる。

さらに、提言の内容は多岐に渡るものの、県の担当部署とやり取りをする場面がないため、「オープン会議」や「提言発表」をする場を設け、県幹部が出席することで、議論や提言への理解を深められるとともに、県庁内の横断会議（かながわグローバル戦略推進本部）を通じて担当部署と情報共有し、施策実施に向けた連携を図ることができる。

2 かながわ国際政策推進懇話会

(1) 課題

かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）は、神奈川の国際施策の推進について、有識者等の意見を聴取し協議するため、平成3（1991）年に設置され、25年以上にわたり、その役割を果たしてきた。

これまで、「かながわ国際施策推進指針」等の改定時（約4年ごと）に意見を聴取するほか、個別案件ではなく、広く国際施策に関する議論や協議を行ってきたが、指針の改定は数年に一度であることなどから、懇話会意見の効果的・効率的な県政への反映が困難であることが課題となっている。

(2) 改善点

ア 懇話会の役割、外国籍県民会議との関わりについて

現 在	<ul style="list-style-type: none">・ 「かながわ国際施策推進指針」に反映するための意見を聴取・ 広く国際施策に関する議論や協議を実施
-----	--



改善点 (見直し後)	<ul style="list-style-type: none">・ 「かながわ国際施策推進指針」に反映するための意見を聴取 (現行どおり)・ 広く国際施策に関する議論や協議を実施 (現行どおり)・ 「懇話会」の委員 (有識者) が、「外国籍県民会議」のサポート役となり、県に提言すべき内容を選定、集約する際に助言する・ 「外国籍県民会議」の議論の内容について、「懇話会」が国際政策推進の議論に活かせるよう両会議が密接に連携する
---------------	--

【期待される効果】

「懇話会」は、指針に反映するための意見聴取をする会議のみとはせず、引き続き広く国際施策に関する議論を行うことで、県が進める施策へ専門性をもって示唆を与えることができる。

また、「懇話会」と「外国籍県民会議」が密接に連携することで、「外国籍県民会議」の提言を効率的にまとめることができるとともに、「懇話会」が国際政策推進の議論にも活かすことができる。

さらに、そのような連携の中で、「外国籍県民会議」の提言を通じて、「懇話会」意見を県政へ反映することもできる。

3 検討結果

提言1 多文化共生イベントを活用して「オープン会議」、「提言発表」を実施 【提言内容】

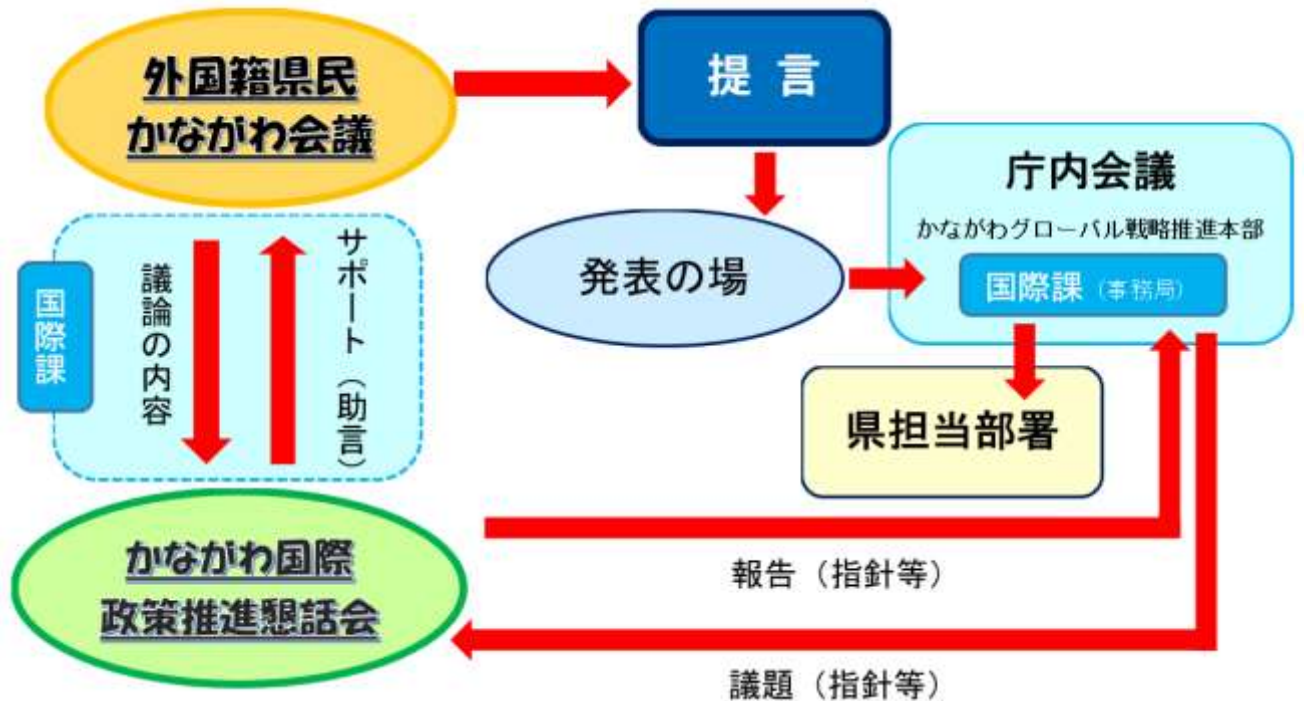
- ・ 「外国籍県民会議」の1年目終了時に「オープン会議」で中間発表を、2年目終了時に「提言発表」を多文化共生イベントの場で行う。
- ・ 多文化共生イベントを活用して、「外国籍県民会議」の議論と発表の場をオープンに実施することで、PRの場とする。
- ・ 県幹部が出席し、「外国籍県民会議」の提言への理解を深めるとともに、県庁内の横断会議 (かながわグローバル戦略推進本部) と連携する。

提言2 「コーディネーター」、「サポーター」役が「外国籍県民会議」をまとめる

【提言内容】

- ・ 「外国籍県民会議」の委員長及び副委員長が、コーディネーター役として「外国籍県民会議」をまとめる。
- ・ 「懇話会」の委員（有識者）が、「外国籍県民会議」が県に提言すべき内容を選定、集約する際に助言するなど、「外国籍県民会議」のサポート役になる。
- ・ 「外国籍県民会議」の議論の内容について、「懇話会」が国際政策推進の議論に活かせるよう両会議が密接に連携する。

【参考：両会議のイメージ図】



おわりに

本検討会は、県の取組をさらに充実・強化し、多文化共生の地域社会づくりを実現するため、外国籍県民会議及び懇話会の持続可能なあり方について、検討を行ってきた。

県にあつては、この検討会の報告を踏まえ、外国籍県民や有識者等から、より効果的に意見を聴取し、県政に反映させる仕組みづくりに、早期に着手することを期待する。

〔参考〕

【かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会設置要綱】

（設置）

第1条 かながわ国際政策推進懇話会と外国籍県民かながわ会議のあり方について関係者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会（以下「検討会」という。）及び、かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本県では、外国籍県民かながわ会議（平成10年11月設置）とかながわ国際政策推進懇話会（平成3年10月設置）において、外国籍県民や有識者等の意見を聴取し、県政に反映させてきたが、両会議設置当初からの社会環境の変化や、今回の改正入管難民法の施行（平成31年4月）等を踏まえ、これまでの本県の取組をさらに充実・強化し、多文化共生の地域社会づくりを実現するためにも、外国籍県民や有識者等から、より効果的に意見を聴取し、より県政に反映させる仕組みづくりが求められていることから、持続可能な両会議のあり方を検討する。

（所掌事項）

第3条 検討会及び準備会は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 国際施策及び外国籍県民施策に関すること
- (2) かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議のあり方に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、検討会及び準備会の目的を達成するために必要な事項

（設置期限）

第4条 検討会及び準備会の設置期限は、平成32年3月末日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、設置期限を延長することができる。

（構成員）

第5条 検討会及び準備会は、かながわ国際政策推進懇話会又は外国籍県民かながわ会議委員を経験した者のうちから知事が選任した者をもって構成する。

2 検討会及び準備会の構成員（以下「構成員」という。）の任期は、選任の日から平成32年3月末日までとする。

（検討会及び準備会の開催等）

第6条 検討会及び準備会は、知事が必要に応じて開催する。

2 知事は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第7条 検討会及び準備会の庶務は、国際文化観光局国際課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び準備会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【外国籍県民かながわ会議設置要綱】

(設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
 - (4) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年半程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間半程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとと

もに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

(庶務)

第8条 外国籍県民会議の庶務は、国際文化観光局国際課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に登録されている者については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に登録されている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【かながわ国際政策推進懇話会設置要綱】

（設置）

第1条 国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について有識者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国際施策の推進に関すること。
- (2) かながわ国際施策推進指針に関すること。
- (3) その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。

（委員）

第3条 懇話会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 外国籍県民
 - (4) 市町村の代表者
 - (5) 県民等からの公募等により選考された者
- 2 前項のうち、県民等からの公募等については、別途定める。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（会議）

第5条 懇話会の会議は会長が招集し、その座長となる。

（意見の聴取）

第6条 懇話会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専門委員会）

第7条 懇話会には、その所掌事項に係る専門事項について調査、研究するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会における懇話会以外の委員については、知事が選任する。

（事務局）

第8条 懇話会の事務局は、国際文化観光局国際課に置く。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則
この要綱は、平成 3 年 10 月 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 3 月 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 1 月 27 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 11 月 14 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

